

# 令和5年度第1回みやぎ食の安全安心推進会議 会議録

作成者：食と暮らしの安全推進課

開催日時：令和5年6月2日（金）10：00～正午

開催場所：宮城県庁第一会議室

出席者：出席者名簿の通り（佐々木委員、佐藤委員欠席）

会議次第：

1 開会 （司会：食と暮らしの安全推進課 武田総括）

2 挨拶 （挨拶：環境生活部 佐々木部長）

3 議事 （議長：西川会長）

## （1）議題

イ 令和4年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）」に基づく施策の実施状況（案）について

（資料1～5）（説明：食と暮らしの安全推進課 吉岡課長）

ロ 令和5年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）」に基づく施策の実施計画（案）について

（資料6）（説明：食と暮らしの安全推進課 吉岡課長）

## （2）報告

イ みやぎ食の安全安心県民総参加運動について（資料7～8）（説明：食と暮らしの安全推進課 川本技術副参事）

ロ 食品に係る放射性物質検査結果について（資料9）（説明：食と暮らしの安全推進課 川本技術副参事）

## （3）その他

4 閉会

## 発言録

### （開会）

定刻になりましたので、只今より令和5年度第1回みやぎ食の安全安心推進会議を開催致します。開会にあたりまして、宮城県環境生活部の佐々木部長よりご挨拶を申し上げます。

### （挨拶）

皆様おはようございます。

本日お忙しい中、また足元の悪い中、みやぎ食の安全安心推進会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。委員の皆様方におかれましては、日頃から本県の食の安全安心行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜っておりますこと、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、感染症法上の分類が5類に先月移行されたということもありまして、長らく続きましたコロナ禍もようやく一段落ついたところでございます。コロナ禍におきましては、感染防止の徹底等、県民の皆様方には多大なるご協力をいただいたことに対しまして、感謝申し上げたいと思います。しかしながら、現在も、新型コロナウイルス感染症自体がなくなったわけではございません。引き続き感染対策にご利用いただけますようお願いを申し上げます。

さて、食の安全安心に関し、県内におきましては、アニサキスを原因とします食中毒が今年に入り多発する

など、4月の時点ですでに昨年の発生件数を超過しているというような状況でございます。事業者や県民の皆様に対し、食品の衛生的な取扱いについて注意喚起を行っているところでございます。また、本年3月にアレルギー表示義務がある特定原材料にくるみが追加されたというところのほか、4月より遺伝子組み換え食品表示に関し経過措置期間が満了となりました。今後とも食品表示の適正化に向け、なお一層の周知を行って参りたいと考えております。今後とも本会議を通じまして、委員の皆様からのご意見ご提言をいただき、県民の皆様のお食に対する不安解消を目指し、わかりやすい情報の迅速な提供や生産者事業者及び消費者の相互理解の促進等の取組を着実に実施してまいりたいと考えているところでございます。

本日は令和4年度の施策の実施状況と、今年度の実施計画につきまして、ご審議をいただく予定となっております。忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い致します。

#### (会議成立報告)

本日の会議は11人の委員の方にご出席をいただいております(※その後2名出席し、最終的に13人が出席)。みやぎ食の安全安心推進条例第18条第2項の規定に基づき、委員の半数以上のご出席により本日の会議が成立しておりますことをご報告致します。なお、本日の会議におきましては、マスクの着用は任意となりますので、予めご了承ください。

#### (事務局紹介)

ここで事務局職員を紹介させていただきます。

環境生活部長の佐々木均でございます。

農政部副部長の高澤和寿でございます。

水産林政部副部長の長谷川新でございます。

食と暮らしの安全推進課長の吉岡幸信でございます。

同じく食と暮らしの安全推進課技術副参事兼総括課長補佐の川本剛でございます。

私本日司会を務めさせていただきます。食と暮らしの安全推進課総括課長補佐の武田力也でございます。よろしくお願い致します。

#### (資料確認)

議事に入ります前に本日の会議資料を確認させていただきます。お手元の資料をご確認願います。

資料1の令和5年度みやぎ食の安全安心推進会議スケジュールから資料9の食品にかかる放射性物質検査結果まで9種類の資料と参考資料1から参考資料3まででございます。また、評価表も配布させていただいております。なお、参考資料につきましては配布のみとさせていただきます。

以上でございますが、お揃いでしょうか？

それでは議事に入ります。当会議は情報公開条例第19条の規定により、これまでどおり公開で進めさせていただきますと存じます。

議長につきましては、みやぎ食の安全安心推進条例第18条第1項の規定により会長が務めることとなっておりますので、西川会長よろしくお願い致します。

(議事)

皆さんおはようございます。西川です。それでは早速ですが、議事に入りたいと思います。当会議は消費者及び事業者、生産者代表、それから学識経験者から構成されている会です。それぞれの立場から貴重なご意見を広く頂戴する場にしたいと思いますので、議事進行のご協力も含めてどうぞよろしくお願い致します。

では、まず議題の(1)のイ「令和4年度食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第4期)に基づく施策の実施状況」について、説明を事務局からお願い致します。その後、委員の皆様からご意見をいただき、評価方法の説明はその後行う流れで考えておりますので、よろしくお願い致します。

(議題(1)イ 事務局説明)

では、吉岡から説明させていただきます。着座にて失礼致します。

それでは議題のイ「令和4年度食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第4期)に基づく施策の実施状況」についてご説明致します。今年度最初の会議となりますので、初めに資料1により当推進会議のスケジュールと本日の議題であります、施策の実施状況の公表までの流れをご説明致します。

資料1をご覧ください。

表の左側の列に当推進会議の開催予定を記載しております。網掛けされている部分は既に対応したものとなります。まず6月ですが、本日第1回推進会議です。8月3日に第2回推進会議を予定しております。年が明けて2月2日に第3回推進会議を予定しております。

続きまして表の中央の2つの列が主な検討内容です。今年度ご審議いただくことは主に2点の予定です。まず左側の列になりますが、本日の議題にもなっております、「第4期計画に基づく施策の実施状況に対する評価」です。評価については後ほど詳しくご説明しますのでここでは主なスケジュールをご説明致します。

委員の皆様には、施策の実施状況について、施策の小分類ごとに評価していただきます。お忙しいところ恐縮ですが、6月15日までに評価表のご提出をお願い致します。委員の皆様からご提出いただいた評価表は事務局で取り纏め、会長にお送り致します。会長には総評と推進会議全体としての評価の案を作成していただきます。この評価の案については8月3日に開催する予定の第2回推進会議でご協議いただき推進会議としての評価を決定していただきます。その後、知事を本部長とする宮城県食の安全安心対策本部会議を経て9月定例県議会に推進会議の評価を付して報告し、10月に公表する予定としております。

続きまして隣の列になりますが、宮城県食品衛生監視指導計画案の検討です。来年2月2日に予定しております、第3回推進会議においてご検討いただきます。ご検討いただいた計画案はパブリックコメントを経て3月中旬に策定公表致します。

推進会議における検討内容とスケジュールにつきましては以上です。

続きまして資料3「令和4年度食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第4期)に基づく施策の実施状況(案)」をご覧ください。2ページをお開き願います。

2ページは食の安全安心の確保に関する基本的な計画(第4期)の概要です。計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間となっております。次に計画の目的は、食品の安全性及び信頼性を実現するため、食の安全安心の確保に関する施策を総合的・計画的に推進することとなっております。中ほどになりますが、施策の大綱は3つあります。1つ目は、安全で安心できる食品の供給の確保です。2つ目は食の安全安心にか

かる信頼関係の確立です。3つ目は食の安全安心を支える体制の整備です。

ここで2つ前のページにあります、目次をご覧ください。

目次の第2の部分をご覧ください。IからⅢは大綱の1つ目から3つ目に対応しております。次に、第4に施策の実施状況に対する「みやぎ食の安全安心推進会議」の評価とあります。この資料3の61ページからの評価ページは現時点では空欄となっておりますが、ここに第2回推進会議で決定した評価を記載する予定となっております。

次に昨年度実施しました施策ごとの状況についてご説明致します。資料4をご覧ください。

こちらの概要版でご説明致します。2ページをお開き願います。

資料4の2ページです。大綱の一つ目。I「安全で安心できる食品の供給の確保」のうち「生産及び供給体制の確立」の(1)は、「生産者の取組への支援」です。右側に枠で囲んでP4からP14とありますのは資料3の該当ページを示しております。

イ「施策1」につきましては、環境保全等の効果の高い営農活動に取り組む農業者組織の支援や県独自の認証有機農業の推進に向けたアドバイザーの派遣などを行うことで、環境にやさしい農業を推進しました。

ロ「施策2」につきましては、農業生産工程管理、通称GAP導入を推進するため、宮城県GAP推進会議を開催し、関係団体との情報共有によりGAPの普及拡大に向けた取組を推進しました。

ハ「施策3」につきましては、農薬危害防止運動や農薬管理指導士養成研修・更新研修会を開催し、農業生産の安定化等を推進しました。

ニ「施策4」につきましては、生産段階における牛への耳標の装着徹底を推進するなど、生産から流通までの各段階における個体識別システムを維持するための各種支援を行いました。

次に表を記載しておりますが、数値目標と令和4年度の実績については、小項目ごとにまとめて記載しております。この部分については特に説明が必要な部分のみ触れていきます。環境保全型農業直接支払交付金取組の面積が減少している要因としましては、農作業事務手続きの負担による高齢者の離脱や生産目安への対応により、主食用米の作付けが減少していることが考えられます。

国際水準GAP導入数や認証総数が減少している要因としましては、認証を取得済みの組織内にGAPの考え方、取組が充分定着し、再度認証を取得するメリットが薄いという経営判断があったことや、個別に認証を取得していた農業者がグループとなって認証を取得したことが考えられます。

次に(2)「農林水産物生産環境づくり支援」でございます。イ「施策5」については、カドミウム基準値超過米の発生を抑制するための水稻栽培水管理曆を配布したほか、湛水管理徹底の指導、また超過米の適正な保管廃棄処分を指導することで安全な米の生産流通を推進しました。

ロ「施策6」については、家畜伝染病予防法に基づく検査による家畜伝染病の発生予防と蔓延防止に努めるとともに、豚熱及び高病原性鳥インフルエンザが確認された際は、宮城県特定家畜伝染病対策本部を設置し、関係機関が一体となった防疫措置を実施しました。

ハ「施策7」については3ページにかかりますが、食中毒の原因となる貝毒について、県漁協と連携した検査の実施公表等により食中毒の未然防止に努めました。

ニ「施策8」については原木しいたけの出荷制限解除に向け、県外産の原木の調達等を支援するとともに、県内産原木の使用再開に向けた放射性物質現況把握調査を行いました。

次に(3)「事業者の取組への支援」です。「施策9」については、HACCP制度の区分別研修会等を開催し、導入と実践を支援しました。また、飲食店コロナ対策認証制度や新型コロナ対策実施中ポスターにより飲食店を

起点とする新型コロナウイルス感染リスクの低減に繋がりました。なお、感染法上の分類が5類に移行したことから、飲食店認証制度とポスター制度事業は令和5年5月7日にて終了いたしました

ロ「施策10」については地産地消の推進に取り組んでいる県内の飲食店等を食材王国宮城地産地消推進店として登録し、県産食材の産地等を表示する取組により更なる地産地消を推進しました。

次に、2「監視指導及び検査の徹底」の(1)は「生産段階における安全性の確保」でございます。

イからハは「施策11から13」になりますが、農薬販売者及び使用者、魚類養殖業者、肥料生産業者、飼料製造工場、動物用医薬品販売業者等に対して関係法令に基づいた立ち入り検査や指導等を行い安全性の確保を推進しました。

4ページをご覧ください。

ニ「施策14」については、養鶏農場のモニタリング検査等を実施するとともに、県内養鶏場から死亡羽数の報告を求めることで、高病原性鳥インフルエンザの予防に努めました。

次は(2)「流通・販売段階における安全性の確保」です。イ「施策15」については、監視指導計画に基づき、食品営業施設等に対する監視指導を実施しました。また、食品衛生担当者会議や食品事業者への講習会、消費者を対象とした広報活動を実施し、食中毒予防の啓発を行いました。

ロ「施策16」については、輸入食品を含む県内に流通する食品について、食品衛生法に基づく残留農薬や添加物等の規格基準検査を実施し、基準逸脱食品等の流通を防止しました。

ハ「施策17」については、かき採取海域における加工基準の確認、処理場等の監視指導、収去検査を実施したほか、と畜検査、食鳥検査、牛海綿状脳症対策特別措置法に基づく特定危険部位の除去徹底を指導し、安全な魚介類及び食肉の供給を推進しました。

ニ「施策18」については米トレーサビリティ法に基づき、東北農政局と連携して米穀事業者への立ち入り検査・指導を行いました。

次に(3)「食品表示の適正化の推進」です。「施策19」については、食の110番及び食品表示110番を設置し、相談対応、監視指導等を行いました。また、無承認・無許可医薬品の県内流通実態の把握やインターネットを通じて購入した健康食品による体調不良時の相談に対応するなど、食品表示の適正化を推進しました。

ロ「施策20」については、食品表示ウォッチャーによるモニタリング調査を2年ぶりに再開し、不適正表示の疑いがあった事業者に対して確認調査と必要な指導を行い、食品表示の適正化を推進しました。

ハ「施策21」については、事業者等が開催する食品表示に関する研修会等へ講師として職員を派遣したほか、消費者や事業者からの相談に対応し、適正な食品表示に関する普及啓発を行いました。

5ページをご覧ください。「施策22」、「施策23」については、県内で生産される主要な農林水産畜産物や流通食品の放射性物質検査を実施・公表しました。農作物、畜産物、水産物流通食品では基準値を超過したものはなく、林産物、野生鳥獣で超過したものは結果を速やかに公表し、県民の不安の解消に努めました。

次からは大綱の2つ目、II「食の安全安心に係る信頼関係の確立」です。「情報共有及び相互理解の促進」の(1)は、「情報の収集、分析及び公開」です。

イ「施策24」については、6ページにかけて消費者モニターアンケートにより県民の意向把握に努めるとともに、食に関するさまざまな情報を県ホームページ「宮城旬鮮探訪」ウェブサイト、SNS等により発信しました。

6ページをご覧ください。「施策25」については監視指導計画に基づく検査実績や食品の安全や自主回収に関する情報等をホームページで随時公表しました。

ホームページアクセス数が昨年度と比較して大幅に減少している理由としましては、令和3年6月に全面施行された食品衛生法の改正に向けて、関連制度である HACCP 関係及び食品営業制度関係自主回収情報ページへのアクセス数が増加していましたが、施行から1年を経て概ね周知が行き渡ったことが原因と考えております。

次に(2)「生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進」です。

「施策26」については、消費者モニターを対象に食品工場見学会・生産者との交流会を実施した他、学校給食での地場農林水産物活用に向けた情報誌を発行するなど、消費者と生産者・事業者の相互理解を推進しました。

□「施策27」については宮城県食品衛生協会と連携し、食品衛生推進員等の資質向上を、また「みやぎ水産の日」を核とした情報発信やイベントにより水産物の消費拡大に取り組みました。

ハ「施策28」についてはみやぎ食育コーディネーターによる講座等を実施し、県民の食の安全安心に関する知識習得を推進しました。

食育推進活動の参加人数が減少している要因としましては、コロナウイルス感染症拡大のため、研修会や調理実習等が開催されにくくなっている事が挙げられますが、オンライン研修等の定着により今後参加者数の回復が期待されると考えております。

次に(3)「放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進」です。「施策29から施策31」については7ページにかけての記載となりますが、生産、流通、消費の各段階で行われる測定結果に加え、市町村等が実施する水道水、自家消費用の農産物等の測定結果について、みやぎ原子力情報ステーションで公表したほか、原子力安全対策課の公式ツイッターにより放射線・放射能に関する知識の普及啓発に努めました。

次に、2「県民参加」の(1)は「県民総参加運動の展開」です。

「施策32から施策34」につきましては、消費者モニターの募集、モニター向けアンケート調査や研修会の実施、事業者によるみやぎ食の安全安心取組宣言の募集を行ったほか、取組宣言者や自主基準の検索閲覧ができる検索シートを県ホームページに掲載しました。また、食の安全安心セミナー、地方懇談会等の各種講習会や出前講座を開催し、県民の知識向上、消費者と生産者事業者との相互理解促進を図りました。

次に(2)「県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映」です。

イ「施策35」につきましては、消費者モニターアンケート、みやぎ食の安全安心推進会議、食の安全安心セミナー、消費者モニター研修会、監視指導計画へのパブリックコメントなどにより食の安全安心に関する県民の意見を把握しました。また幅広い年齢層からの意見が得られるよう、若年層に留意した消費者モニターの募集活動を行いました。

□「施策36」につきましては、食の110番、食品表示110番を設置し、食の安全安心に関する相談等に対応したほか、寄せられた危害・被疑情報については関連法令等に基づいて速やかに対応しました。

8ページをご覧ください。大綱の3つ目、Ⅲ「食の安全安心を支える体制の整備」です。1「体制整備及び関係機関等との連携強化」の「施策37」の(1)「食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進」につきましては、令和3年度施策の実施状況について、宮城県食の安全安心対策本部会議を開催し議会報告と県民への公表を行いました。

「施策38」の(2)「みやぎ食の危機管理基本マニュアル等による迅速な対応」につきましては、県庁関係課に食の安全安心推進員、地方機関に食の安全安心連絡員を配置し、情報収集、情報共有により食に係る危機の未然防止に努めました。

「施策 39」の(3)「食の安全に関する調査研究の充実」につきましては、貝毒プランクトンの発生状況や環境条件を把握しました。また、かきむき処理場における HACCP の導入や、かきむき処理場・処理業者への監視によって見られた各種課題に対する指導内容について共有しました。

「施策 40」の(4)「食品等の放射性物質に係る調査・研究の充実」につきましては、原乳及び牧草の放射性物質検査を実施するとともに、牧草等への土壌からの放射性物質移行に関する調査研究や、県内原木林の再生、利用再開に向けた調査研究に取り組みました。

「施策 41」の(5)「国、都道府県、市町村、関係団体との連携」につきましては、関係機関との連携協働により施策の推進に努めるとともに、食中毒や違反食品が発生した際は連携して対応しました。

最後に「施策 42」の「みやぎ食の安全安心推進会議」につきましては、会議を 3 回開催し、令和 3 年度の施策の実施状況について評価していただいたほか、食の安全安心に関する情報共有・意見交換を行いました。

令和 4 年度の施策の実施状況につきましては以上です。

#### (質疑応答)

ありがとうございました。資料の 4 を中心に説明いただきました。概要でしたが、皆さんから資料 3 と 4 をご覧頂いた上で確認したい点を含めてご意見ありましたらお願い致します。なお、後ほど説明がありますが、委員の皆様には令和 4 年度の施策の実施状況について評価をしていただきますので、それにつきましても確認したいことがあれば、ご質問いただいても結構でございます。

#### (加藤委員)

宮城県生協連の加藤でございます。ご説明ありがとうございます。質問が 7 個ほどございます。

まず最初に 4 点ほど。資料 3 の方でご覧いただきたいのですが、4 ページで昨年記載があったかどうか、記憶にないのですが、環境制御指導者育成研修会において、グロワー技術交流会を開催したという記載を今回初めて見たような気がしますが、指導育成研修会にはグロワー技術が必須項目なのかを教えてくださいと思います。

5 ページですが、昨年の評価表にも記載させていただきましたが、GAP を認証取得した方々に継続してもらうために、どのような支援策を行っているのかが資料で読み取れなかったのも、もしその記載があれば教えてくださいと思います。

7 ページの表ですが、環境保全型農業直接支払交付金取組面積という、面積の数値が記載されているのですが、慣行栽培で行われている全体の何割、何パーセントが環境保全型の交付金取組面積なのかという、割合を教えてくださいと思います。

4 つ目が 13 ページですが、この地産地消推進店について、コロナ 5 類になったということもあり、観光客がだいぶ戻ってきて、仙台でもキャリーケースを持つ外国人の方をお見かけするようになったのですが、地産地消推進店というのは観光客の皆様にはどの位認知度があるのか、他所から来た方にこそ、こういったお店を選んで頂きたいという気持ちがあるので、観光客の認知度を教えてくださいと思います。

#### (園推課)

園芸推進課の駒井と申します。まず第 1 点目の資料 3 の 4 ページの環境制御とグロワーについてのご質問にお答えしたいと思います。まず環境制御というものが園芸施設におきまして、二酸化炭素ですとか温度ですと

か、そういったハウス内の環境を整える技術のことを言っております。それらのハウスで二酸化炭素等の環境制御する方々の「栽培管理者」のことをグロワーと呼んでおります。実際に施設園芸ということで、そういった環境を効果的・効率的にさせていただくということで、その指導者の研修会や、その栽培管理者の方々の集まりが宮城環境制御技術交流ネットワークという、生産者組織をこちらの方で設定しております、その方々の中でグロワー講習会ということで、お互いに勉強会をしているということになりますので、グロワーというものが必須ということではなく、施設園芸を進めるときに、こういった栽培管理者の方々の知識の向上を図りながら、施設園芸の方の生産性等を上げていこうという研修会になります。

(みや米課)

みやぎ米推進課から2点目のGAPの認証取得の継続支援策といったものがあるかということに関してご回答させていただきます。県の方で、まずGAPの取組拡大を図っていくために、農業教育機関、農業高校や農業系の大学の方で、GAP取得しているのですが、それを通じて将来の農業者に、GAPの取組の重要性を理解してもらうということで、農業教育機関に対して、GAP取得の継続に向けて研修会を行っております。また、取得経費や審査経費といった部分での支援を行っております。教育機関以外の、いわゆる生産者に対しましてはGAP推進アドバイザーやGAP指導員から、生産者の要望に応じて技術的な面などの支援を実施しております。以上、GAPの方の回答になります。

次は3点目。環境保全型農業直接支払交付金の取組面積、令和4年度が3,916ヘクタールですが、これは水稲のどのくらいの割合になるのかということですが、この環境保全直接交付金の取組面積の大半は水稲、主食用米の取組になります。主食用米の昨年度の県内の取組面積は57,100ヘクタールありますので、そこから計算すると割合的には7%となります。

(食産課)

4点目の、地産地消推進店の観光客に対する認知度はどうか、というご質問に対して回答させていただきます。食産業振興課の佐藤と申します。残念ながら観光客の認知度を評価するデータは持ち合わせではないのですが、地産地消推進店に登録されると、食材王国ウェブサイトの「宮城旬鮮探訪」や、食材王国宮城のインスタグラム、facebookに店舗情報が掲載されますので、宮城県に来られる観光客の方々が、宮城に来ておいしいものを食べようとなった時に、そこで情報を得るということは可能と考えております。以上でございます。

(西川会長)

ありがとうございます。加藤委員どうでしょう？

さっきの概要の説明でGAPの取得件数が減っているのは、再認証数が減っているということと、その機関が統合されたということで減っているというお話でした。それはその通りなのですか、その場合、この目標はかなり高いのですが、そのあたりどう考えますか？

(みや米課)

確かにGAPの目標値が非常に高い数値で設定しており、なかなか達成が難しいと思いつつもそれに向けて取り組んでおりますが、まずGAP取得の課題と言いますか、農業者が取り組めない問題として、これまでご説明しておりますが、まずその審査費用が毎年数十万単位でかかってくる、外部認証機関の審査費用が高いと。



あと GAP の種類にもよりますが、取り組まなくてはならない点検項目が 100 から 200 あると。そこにかかる労力が非常にハードですので、農業経営をしながら GAP の取組をすることになかなか踏み切れない、という声を農家から聞こえてきます。そうは言っても GAP は食品、作業者の安全、環境保全など、疎かにしがちな作業を点検して経営改善に役立てる取組ということであり、まずは農業者に、最終的には GAP 認証取得していただきたいですが、「まずは GAP の点検項目 100 くらいある内のいくらかでも良いので取り組んでみましょう」と、GAP 指導員を通じて農業者に働きかけて、まずは GAP に取組始めるところからやっつけていかなければならないと認識しております。

また、もう一つ今、我が県で、スマート農業、IT 技術を活用した農業というものを推進して行くと言っておりますが、そういった農業の中においても、しっかりとした工程管理や作業管理が必要であり、GAP の取組はますます重要になってくるので、「スマート農業の推進と合わせて GAP を一緒に取り組んでいきましょう」という働きかけをしていきたいと思っております。

引き続きよろしくお願い致します。

(氏家委員)

関連してですが、7 ページの環境保全型農業の交付金の面積が 7% というお話でしたが、一応指標としての交付金取組面積ということで、交付金を受けずにやっている面積があるのかどうか。こんなに少ないのかとびっくりしたので。

(みや米課)

委員ご指摘の通り、この指標に載っているのは、国の交付金をもらいながら取り組んでいる面積が 3,900 ヘクタールほどで、その一方で我が県、環境保全型農業、環境保全米に非常に積極的に取り組んでおります。その環境保全米、化学農薬と化学肥料を低減した取組で生産するお米ということになりますが、この面積につきましては、令和 4 年度の面積が約 1 万 6 千ヘクタールございます。先ほど申したように、我が県の主食用米の面積 5 万 7 千ヘクタールですので、約 3 割の面積で環境保全型の米作りをしている状況でございます。

(西川会長)

これについて前は件数でしたが、ヘクタールに変えた形になっているわけですけど、そのあたりなかなか判断難しいと思います。その他、ここまでのところでどうでしょうか？では、3 件追加をお願いします。

(加藤委員)

1 つ目は資料 3 の 19 ページですが、「施策 16」の成果の一番下の 2 行のところで、判明した食品 26 件について、事業者に対して改善を指導したという記載があるのですが、こういった改善指導があったのかを教えてくださいたいと思います。

2 つ目が 22 ページの表で、令和 4 年度の食品検査率が下がっているのですが、この理由はなんですか？

最後の 3 つ目は、25 ページでハの「食品表示に関する研修会」の記載で、事業者が開催する研修会に、出前講座として講師を、職員を派遣しているという記載がありますが、色々な食品表示については、先ほど部長のご挨拶の中でもあったかと思いますが、「遺伝子組み換えの表示が変わりました」とか、「アレルギーの食品が増えた」とか、「添加物がどうだ」という、制度改正で変わった部分についての事業者への情報提供というか、

そういったことを検討して主体となって研修会・講習会等は開いているのか、もしくは文書の通達のみという形でやっているのか、ということで、事業者が開催しなければ県はこういった勉強会はやらないということの理解で正しいのでしょうか。

(食暮課)

質問ありがとうございます。食と暮らしの安全推進課からお答え致します。まず1つ目、19ページの「施策16」の食品の違反が26件ありました、ということについて、多くは海水検査と言いまして、宮城県では生食用かきの提供につきましては、国の基準で、その海にいる大腸菌の数の規制があります。生食用かきを提供する海については、大腸菌の数の基準を超えてはいけないというようなものがあり、それが実は20件ありました。当然、海の状況というのは、雨が降ったり気候の条件によって変動がありますので、そういったところを加味して、基準を超えてしまったという部分があるのですが、そこについては当然海の状況のため指導はございません。それが20件ございます。

他の6件のうち多いものはアイスクリームであり、最近の基準を違反していたものが3件ございます。こちらにつきましては、アイスクリームを作っている施設に対して衛生的な取り扱いをするようにということで、どこに問題があるか保健所職員が立ち入りまして、条件を見直した上で再開させるというようなものでございます。

続きまして22ページの食品検査率が82%ということで、非常に低いのではないかと、といったご質問でございます。こちらにつきましては従前からお話をさせていただいているコロナ感染対応ということで、主に食品検査をしているのは保健所の食品衛生監視員がやっております。昨年度まではどちらかということ、食品の業務よりもコロナ対応業務に人が割かれたということが原因で、若干下がってしまったことが原因でございます。

3つ目の食品表示に係る事業者の出前講座について事業者側から支援、要請がないとやらないのかというようなご質問でございます。こちらにつきましては、食品営業施設の許可をとっている施設につきましては、食品衛生責任者という方を必ずおかないといけないことが法律で決められております。その方に対して定期的に講習会を開催し、講習会の中で表示について講習をさせていただいております。ただ、食品衛生責任者だけでするので、従業員にも表示の講習会を受けさせたいというようなことがあった際に、出前講座などを利用して周知していただくというようなものでございます。

(西川会長)

私の方から、HACCPの対応についてももう制度化されているのですが、実際には指導がまだまだ少し不十分なところがあるような感じがするのですが、今後の進め方について何か考えがあれば聞かせてください。

(食暮課)

HACCPについてのご質問でございます。HACCPにつきましては、大規模な製造業者につきましては導入が進んでいますが、小さな飲食店などについてはなかなか定着していないということが現状でございます。このような現状から、国ではHACCPの衛生管理を2つに分け、従業員が50人以下の事業者につきましては、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」ということで、比較的取り組みやすい手法で対応していただくということにしております。本県におきましては、衛生講習会や施設監視の機会を捉えて、業界団体が作成した手引書を参考に、簡略化されたアプローチでHACCPの管理を指導しております。その他、今日出席していただいております。

す及川委員の食品衛生協会にも協力をお願いしまして、連携して一層啓発を勤めているところでございます。

(西川会長)

分かりました。もう少し普及しないといけないというか、少し足踏みしている状況だと思うので、ぜひ継続してお願い致します。

(及川委員)

宮城県の食品衛生協会の会長をしています及川と申します。今の HACCP のお話は出ましたが、記憶だと 2018 年の秋の国会で HACCP の導入は基本的に決まり、それから 2 年後に完全にやっていきますということで、一昨年の 6 月から更新する場合は、その前提の考え方、書類などでやっています。今まで県の認証制度があったのですが、それを今年度廃止し、食品衛生協会では、HACCP 等に関し「食の安全・安心・五つ星事業」という制度をやっております。これは国・県の強制的な法律に基づくものではなく、私たち食品協会が独自で行っており、「これとこれとこれこれだ」というようなことを事前に指導に行って、あるいは専門の方が行って、「認定を受けましょう。そうすると消費者も安心してご購入求めたりするでしょう」と。その中の大事なところに我々の賠償保険に入っていたことが一つの前提です。そこでこの間、食暮課長さんのところにお邪魔して、「各保健所にパンフレットを置かせてください」と。

「こういう保険に入れば安全なんですよ」、「この五つ星は、こういう保険に入っているところが前提ですよ」、「原料が入って出て行くまでのその記録が大切です」。そういったことを今も啓蒙しており、だいが浸透しております。

もう一度申し上げますと、私たち食品協会がこういった活動をしていること、それは国や県が強制的にやっているものではありません。しかし、「保険に入ってください」とか、「こういう活動しているんです」とか、それを保健所にパンフレットを置くなどして啓蒙していくという活動を後押ししてくれませんかということで、課長さんのところまで行って、「だいたいよろしいですよ」と。まもなく各保健所に各種パンフレットが配られます。その最終的な書類等を、あるいは持って参りますので、それを環境生活部長にご覧頂きまして、そういう方向でやっておりますから、食品業界がそういう活動してどうのこうの、ということを県の報告とは出来ませんが、私たちは外郭団体として、そういうことをやっているということをご承知おきいただきますよう、よろしくお願い致します。

(西川会長)

ありがとうございます。なかなかその考え方を取り入れたり、小さいところにはまだ、まだ出来ていないのでぜひ継続してほしいと思います。その他、いかがでしょう。よろしいですか？

それでは続いて資料 5 の方の説明を引き続き事務局からお願い致します。

(議事 (1) イ評価方法 事務局説明)

では「令和 4 年度食の安全安心の確保に関する基本的な計画 (第 4 期) に基づく施策の実施状況案に係る評価」について、資料 5 を中心にご説明します。委員の皆様には令和 4 年度の施策の実施状況の評価をしていただきます。いただきました評価は来年度計画や今年度の事業の参考とさせていただきます。

それでは評価の方法についてご説明致します。資料 5 の 1 ページをご覧ください。まず 2 つの評価の区分に

ついてですが、小分類の18の区分ごとにそれぞれ評価をお願いします。その18の区分につきましては、2ページをお開きください。

評価いただく第4期基本計画は先ほど説明しました通り、3つの大分類から構成されています。

一つ目がⅠ「安全で安心できる食品の供給の確保」で【安全】に関する施策です。中分類が2つあり、その下に小分類として①から⑦の7区分です。

2つ目がⅡ「食の安全安心に関わる信頼関係の確立」で【安心】に関する施策です。中分類が2つあり、その下に小分類が⑧から⑫の5区分あります。

3つ目がⅢ「食の安全安心を支える体制の整備」で【協働】に関する施策です。中分類が2つあり、小分類は⑬から⑯の6区分です。

したがって小分類は7と5と6となり、合わせて18となります。

3ページをご覧ください。記入例についてご説明します。

Ⅰ「安全で安心できる食品の供給の確保」が大分類、その下の1「生産及び供給体制の確立」が中分類、表上段の(1)「生産者の取組への支援」、これが小分類となります。その下に「イ」から「ニ」までがありますが、これが施策となります。評価は小分類ごとに行って頂きますので、この「イ」から「ニ」までの4つの施策で1つの評価をしていただくこととなります。

1ページ目にお戻りいただきまして、3「評価の方法」についてご説明致します。(1)の「各委員による評価」についてですが、小分類ごとにABCの3段階で評価いただきます。ABCの3段階とはAが達成している、Bがおおむね達成している、Cが達成していない、となります。評価の視点としましては、進捗状況としてはどのくらい進んでいるか、連携状況としては関係各課機関と連携し進めているかどうか、それに協働状況としては、生産者、事業者、消費者と協働し施策を進めているかどうか、これらによって判断をお願いします。ただし、どこに重点を置いて評価するかは委員の皆様のご判断で結構でございます。

再度3ページの記入例をご覧ください。この右端の達成度の欄にABCを記入していただきます。その左列にページとありますが、これは資料3の該当施策のページに対応しております。まず、施策1が4ページとなっておりますので、資料3の4ページをご覧ください。

こちらの1(1)のイ「環境に優しい持続可能な農業の推進(施策1)」ですが、具体的な実施状況が記載されており、下の四角囲みで主な成果を記載しております。以下の「施策2から4」も同様に記載しております。

7ページを開きください。このページに主な数値目標の項目と実績があります。なお、主な数値目標は施策一つ一つに対応して設定しているわけではございません。評価の際は、主な数値目標だけではなく、各施策の実施状況や成果等も含めて総合的に評価くださいますようお願い申し上げます。主な数値目標の下には、主な関連事業一覧を記載しております。

なお、52ページ以降に実績数値総括表がございますので、評価の際にはこちらをご参考にしていただければ幸いです。

では資料5の1ページにお戻りください。3の(2)にあります「会長による総評」ですが、会長には委員の個別評価を踏まえ、推進会議の評価を取りまとめていただきます。4の「意見提言」についてですが、達成度のほか、施策の実施状況についてのご意見やご提言がありましたら、小分類ごとに記入させてください。いただいたご意見等は今後、事業を行う際の参考とさせていただきます。

次に今後のスケジュールについて簡単にご説明致します。委員の皆様には、会議終了後に事務局から電子メールにより評価表をデータで送付致します。評価期間が大変短く恐縮ですが、6月15日(木)までに事務局宛

て電子メールもしくは FAX でご報告いただきますよう、よろしくお願い致します。なお、郵送による返送を希望される場合につきましては、会議終了後に返送用封筒をお渡し致しますので、お帰りの際に事務局宛てにご一報いただければ幸いです。

皆様の評価表をもとに会長に推進会議としての評価案を作成していただきます。

次回 8 月 3 日開催予定の第 2 回推進会議に推進会議としての評価案をお諮りし、宮城県食の安全安心対策本部会議にて承認を受けまして県議会へ報告したのち、公表となります。

ご不明な点などがありましたら事務局にお問い合わせください。説明は以上となります。

(西川会長)

ありがとうございました。評価方法についての説明でしたが、委員の皆様から何か確認したいことをあればご意見いただきたいのでいかがでしょうか？吉田委員、どうぞ。

(吉田委員)

吉田でございます。評価方法についてですが、1 ページの 3 に「達成している」、「概ね達成している」、「達成してない」とあるのですが、その重点を置いて評価するという判断は委員に任せるとなっていますが、各どの各課と連携して進めているかどうかを見るときに、何をもって連携していると見ていけばいいのでしょうか？「どことどこが連携してこういうことを進めている」という書き方にはなっていないような気がするのですが、その辺は全く私の判断でよろしいでしょうか。

(食暮課)

連携方法につきましては、資料 4 の 8 ページをご覧ください。Ⅲの「食の安全安心を支える体制の整備」という記載がございます。資料 3 の 47 ページから 50 ページにも記載はありますが、主に県の中で、どのように連携をしているかという記載があります。この記載されている連携がどのように、この中で評価できるかというところを見ていただければよろしいかと考えております。

(西川会長)

わかりにくい部分もあるかと思いますが、各自でご判断いただいて結構だと思います。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それではこれで議題イ「令和 4 年度食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第 4 期）に基づく施策の実施状況」について終了したいと思います。

次にロ「令和 5 年度食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第 4 期）に基づく施策の実施計画案」について説明をお願い致します。

(議事 (1) ロ 事務局説明)

それでは議題のロ「令和 5 年度食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第 4 期）に基づく施策の実施計画案」について資料 6 を基にご説明致します。こちらの資料では基本計画の施策ごとに今年度実施する主な関連事業の概要を記載しております。この表の見方ですが、左側に縦に 1、2、3、4 とありますのは、基本計画の施策番号でございます。施策番号の右側に施策項目、さらにその右側に担当課室の略称を記載しております。なお、資料の最終ページに略称と正式名称を並べて記載しておりますので、後ほどご確認をお願いします。担当

課室の略称の右側に事業名、事業費、事業概要を記載しております。

一番右側の列には昨年度、令和3年度の実施状況に対する評価を委員の皆様にはいただきましたが、その際に頂戴したご意見を鑑みた上での令和5年度の施策の実施方針を記載しております。今年度の実施する事業には、昨年度に引き続き実施するものも多くございますので、主要な物の概略についてご説明致します。

まず「施策1から施策4」までは大綱の一点目「安全で安心できる食品の供給の確保」のうち、「生産者の取組への支援」に関する施策でございます。「施策1から施策4」では、環境に配慮した農業に取り組む農業者団体等への支援を行うほか、GAPの認証取得支援やGAP指導員の育成、農薬の適正使用の推進や耳標装着にかかる各種支援など、多様な生産者の取組を支援致します。

2ページをご覧ください。「施策5から施策8」までの「農林水産物生産環境づくり支援」に関する施策になります。引き続きカドミウム吸収抑制対策を実施するほか、豚熱、高病原性鳥インフルエンザといった家畜伝染病の予防や貝毒、ノロウイルス対策の推進、出荷制限を受けている原木椎茸生産者の生産再開支援などを推進しております。

3ページをご覧ください。「施策9、施策10」は、「事業者の取組に対する支援」に関する施策となります。食品等事業者のHACCP導入及び実践を個別相談や研修会等で支援するほか水産加工業者に対してもHACCPの認証取得に向けた各種支援をして参ります。また、飲食宿泊事業者による地産地消の取組拡大を推進して参ります。

3ページから4ページにかけて記載しております「施策11から施策14」の「生産段階における安全性の確保」に関する施策につきましては、農薬・飼料・肥料医薬品の製造販売使用者等への法令に基づいた監視指導を実施して参ります。

4ページから5ページにかけて記載しております「施策15から18」につきましては、「流通・販売段階における安全性の確保」に関する施策につきましては、食品営業施設、カキ処理場、屠畜場、食鳥処理場及び米穀事業者への監視指導のほか、流通食品における残留農薬や添加物等の検査を実施して参ります。

6ページから7ページにかけて記載しております。「施策19から21」の「食品表示の適正化の推進」に関する施策につきましては、食の110番や食品表示110番による個別相談対応や研修、また食品表示ウォッチャーによる県内スーパー等のモニタリング調査などにより食品表示の適正化に取り組んでおります。

7から8ページに記載しております「施策22から23」の「食品の放射性物質検査の継続」に関する施策につきましては、農林水産、畜産物、流通食品等の検査を引き続き実施して参ります。

8ページの「施策24」からは大綱2点目「食の安全安心にかかる信頼関係の確立」に関する施策です。

8ページから9ページにかけて記載しております「施策24、25」の「情報の収集、分析及び公開」に関する施策につきましては、アンケート等により県民の意向を収集するとともに、みやぎ食の安全安心取組宣言実施店舗や県内の食に関する情報、食品衛生に関する監視指導の結果などをホームページ等で公開して参ります。新型コロナ対策実施中ポスター、選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度につきましては、先ほどもお話した通り、感染症分類の5類移行に伴い、5月7日をもって終了しております。

9ページから10ページにかけて記載しております「施策26から28」の「生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進」に関する施策につきましては、県産農林水産物に対する消費者の理解が深まるよう、販売会や各種情報発信を実施致します。高校生地産地消お弁当コンテストやみやぎ食育コーディネーター等の活動による食育を推進して参ります。

11ページをご覧ください。「施策29から31」の「放射線物質に関する情報の共有と相互理解の促進」に関

する施策につきましては、検査結果等の情報をみやぎ原子力情報ステーションや、SNSにより情報発信するほか、セミナーの開催等に取り組んで参ります。

「施策 32 から 34」の「県民総参加運動の展開」に関する施策につきましては、広く消費者モニターを募集するほか生産者・事業者の「みやぎ食の安全安心取組宣言」への登録を推進して参ります。また、出前講座やセミナー、地方懇談会などにより知識習得のための機会の提供と啓発活動を実施して参ります。

12 ページをご覧ください。「施策 35、36」の「県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映」に関する施策につきましては、食の安全安心に関する相談窓口を設置するほか、消費者モニターアンケート調査やセミナーを実施致します。また、更なるモニターの獲得に向けた取組を推進して参ります。

12 ページの下段から大綱 3 点目「食の安全安心を支える体制の整備」に関する施策でございます。

12 ページから 13 ページにかけて記載しております「施策 37 から 41」までの「体制整備及び関係機関との連携強化」に関する施策につきましては、食の安全安心対策本部による全庁横断的な食の安全安心の確保に向けた各種施策の推進ほか、食の安全安心に関する各種調査研究関係機関との連携強化を推進して参ります。

「施策 42」の「みやぎ食の安全安心推進会議の設置」に関する施策につきましては、食の安全安心の確保に関する評価、意見交換などを目的に、当会議を 3 回開催致します。

令和 5 年度の実施計画につきましては以上でございます。

(西川会長)

ありがとうございます。それでは皆さんの方から今ご説明いただいた件について、ご意見あればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか？

(及川委員)

食品衛生協会会長の及川でございます。先ほど HACCP のことと五つ星ということを申し上げたのですが、どの団体も少子化、高齢化、そしてコロナで営業件数が減っております。我が県の食品業界でも飲食店の閉鎖、「後継者がいなくて店を閉める」、「コロナでとてもやっていけない」、というところが多々あります。その中でも我々としては商業団体としてこれを継続していくことが社会的使命でございます。そして、利他の精神を持って地域貢献をしています。

そこで、我々の食品業界でも加盟人数が減っております。先ほど申し上げました五つ星の運動。これも、「こういうことやるからみんなで業界、そして食品の安全安心を守って、国・県の指導を受けながら協力してやりましょう」と。

それで端的に申し上げます。会員を増やしたいから、食暮課さん応援してくださいと。

「あなたの団体だけ応援するわけにはいきません」、「個々の団体を示して、その会員を増やすようなことはできません」とおっしゃるかもしれませんが、地域に貢献する、食の安全を守る団体だという公共性を持っているということであれば、少なくとも先ほど申し上げましたような保健所にパンフレットを置くという、そして「保険に入っていないと食中毒的に大変ですよ」、「そういうこと (HACCP や保険) をやっているのが我々の活動ですよ。どうぞご理解ください」と。そういった意味で活動して参りますので、何卒そういう意味を汲んでいただき、保健所や関係団体において相談等があり、新しく商売を始めようとする方に対して後押しをして、「こういう団体がありますよ」ということを紹介して頂きたいと思います。そういった場合は生協さんとか量販店とかの方々には、そういうことを理解してくれるのではないかなと思っていますので、団体の代表とし

て、この場でお話をして要望させていただきたいと思ひますし、各委員の皆さんもそういう活動をしているということをご理解させていただきたいと思ひます。以上でございます。

(西川会長)

ありがとうございます。本件よろしいですかね。どうぞ。

(加藤委員)

令和3年度の評価を受け、令和5年度実施方針を立てたというご説明だったのですが、この評価を受けて令和5年度の実施方針に、令和4年度と違う事業を行うという内容はあるのでしょうか。この資料6だとよくわからなかったのて、評価を受けて何か令和4年度と変わったところがあれば教えていただきたいと思ひます。

(事務局)

事務局からお答え致します。今回令和5年度の資料につきましてはほぼほぼ、前年度からの継続の内容となっているのですが、取組内容が少し変わっているところもござひます。ただ、この場で「この事業が変わっている」ということを、説明できなくて申し訳ないのですが、各施策そのものは変わっていないのですけれども、その内容が少し変わっているというご理解で何卒よろしくお願ひ致します。

(加藤委員)

この実施計画調書では読み取れないけれど、実際もっと詳しい説明資料になると分かるようになるっていう理解でよろしいですか？

(食暮課)

その通りです。

(氏家委員)

環境保全型農業ということで、交付金は7%で、実際は30%位あるというお話をいただいたのですが、立場として、それからこの会議の趣旨として、7%ということがここに出てくることは理解できるのですが、実際に30%やっているということは、全国から見ても非常に高い数字で、宮城県としてこの安心安全に非常に力を入れているということを示すようなことだと思ひるので、そういうところは少し強調できると思ひますか、良いところを見せていくというか、そのような数値をどこかに記載して行くということも大事かと思ひました。

農林水産省の方で「みどりの食料システム戦略」が動いていると思ひのですが、それを受けて宮城県としてどのように関わっているのか、そのあたりについてどうなのかと思ひました。特に気になったことは、オーガニックビレッジという、市町村ですが、それに名前を挙げている市町村が宮城県で一つもない。こんなに頑張っているのに一つもない。宮城県として数値から見ると宮城県が非常に遅れているような感じに見えて、残念だと思ひますので、市町村レベルですが、県としての方向性というか、そのあたりについてどうなっているのかを伺いたひですし、ぜひそういうところに生産者が頑張っているところを見えるような形でアピールしていくということも大事かと思ひますので、このあたりよろしくお願ひします。



(農政部)

農政部の高澤と申します。大変ありがとうございます。宮城県ではみどりの食料システム戦略推進基本計画を今年の3月に、県内の全市町村と一緒に作りまして、その中で目標の設定とかについても県のビジョンということで設定させていただきました。その内容について、今ちょうど周知活動に努めているところで、特に有機農業については、今までみやぎの有機農業推進計画があったのですが、500ヘクタールぐらいに増やしていこうということで、この数字、特に今の段階でも有機農業のお米の面積は、もう全国有数の、トップクラスの面積にあるということで、有機農業、環境保全型農業に限らず、いわゆる温室効果ガスとか、生物多様性とかにも貢献できるような活動を今後やっていきたいと考えております。今回の食の安全安心という切り口では、このような指標を設けておりますが、そちらのみどりの食料システム戦略推進ビジョンの中では、CO<sub>2</sub>の削減量なども農政部として掲げておりますので、機会を通じて周知活動を進めながら、宮城県が環境保全型農業に取り組んでいるというようなこと、まだまだ知られてないということですので、頑張っていきたいと考えております。以上です。

(氏家委員)

確かに会議の趣旨が違っていると認識しておりますが、やはり色々な場で周知して行くための数値の見せ方も大事かと思いました。先ほどの加藤委員が質問したカキのことで、海水(検査)が20件なのに食品26件と書いてあると、カキがとても悪いようなイメージになってしまうので、内容をお聞きしてよかったと思いますが、生産者が頑張っているところをもう少しアピールできるような、そういったものを各会議の中で、少しズレていることも分っていますが、やっていただかないと、なかなか難しいかな。せっかく頑張っているのに、という気持ちです。よろしくお願い致します。

(西川会長)

その他いかがでしょう？

(吉田委員)

吉田です。スケジュールの9ページに、Iの(2)「生産者事業者及び消費者との相互理解の促進」とあり、この中でアンケート調査とあるのですが、この結果はどういう形で発表されているのでしょうか。誰が答えているのですか。県民総参加運動となっているので、県民の方が答えているのだらうと思うのですが、この回答している方は後ろの方についている消費者モニターのアンケートのことを言っているのか、それとも別に何か調査をなさって、情報を把握されているのかということをお伺いして、その結果のあり方をお尋ねしたいです。

(食暮課)

ご質問ありがとうございます。アンケートにつきましては、今言われた資料8の消費者モニターアンケートが、そのアンケートとなります。アンケートの公表につきましては、これを集計し次第、公表させていただくことを考えております。

(西川会長)

よろしいでしょうか？毎年公表してはいるのですが、その他いかがでしょうか？

よろしいですか？それでは、議題口については以上となります。議題はこれですべて終了しまして、続いて報告に入りたいと思います。まず「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」について事務局から説明をお願い致します。

(議事 (2) イ 事務局説明)

食と暮らしの安全推進課の川本です。報告につきまして、わたくしからご説明をさせていただきます。

まず報告「みやぎ食の安全安心県民総参加運動の進捗状況」についてご説明を致します。資料の7をご覧ください。今年度の各種事業の進捗状況を掻い摘んでご説明させていただきます。「食品表示ウォッチャー」から裏面の「アンケート調査」までが消費者モニターに関する事業となっています。

順にご説明を致しますが、まず「食品表示ウォッチャー」につきましては、昨年度は99名に、今年度は98名に委嘱済みです。今月から12月までの7ヶ月間の活動をお願いしておりまして、もともとは100名でしたが、辞退された方が2名いらっしゃったため、98名となっています。

続いて「モニターだよりの発行」についてです。年度内に8月、11月、2月の計3回発行を予定しており、食の安全安心基礎講座として食の安全安心に関する記事を幅広く掲載をする予定です。

続いて「モニター研修会」につきましては、食の安全安心に関する正しい知識の習得を目的として実施しておりまして、7月3日に食品中の放射性物質、各種基準値検査体制等についてというテーマで開催を予定しています。なおモニターアンケートの結果を受け、前回2月の推進会議において、食品中の放射性物質に関する啓発の必要性に係るご意見を頂戴しましたので、今回のテーマとして選定させていただきました。

次に「生産者との交流会と食品工場見学会」についてです。大変好評な事業でして、今年度も10月から11月にかけて開催を予定しています。訪問先や具体的な日程などは現在検討中です。裏面をご覧ください。

続いて「モニター制度の広報」についてです。各種広報媒体の活用、コンビニエンスストアのチラシ配架とともに、引き続き子育て世代の登録者獲得に向け、児童館などへのチラシ配架を予定しております。

続いて「モニター登録の状況」といたしましては、今年度に入り15人の新規登録があり、登録者数は1,151人となっています。

続いて「アンケート調査」ですが、7月中に送付をする予定です。内容については、これはまだ案の段階ですが、資料8の通りでして、後ほどご説明を致します。

続いて「講習会」についてです。食の安全安心セミナーを秋以降に2回開催する予定です。

次に「地方懇談会」につきましては、県内各地方振興事務所において計画・実施をする予定としております。

続きまして「取組宣言事業の広報」についてですが、各種広報媒体を活用するとともに、コンビニエンスストアへの消費者向け事業周知チラシの配架などにより周知をする予定としています。

続いて「取組宣言者の登録の状況」につきましては、今年度に入り5者の登録があり、登録事業者数は5月15日現在で2,467者となっています。

続きまして「令和5年度みやぎ食の安全安心消費者モニターアンケート調査(案)」について説明をさせていただきます。資料8をご覧ください。

1ページ目をご覧ください。今年も二次元コードで専用webサイトに誘導致しまして、そちらで回答できるようにしております。また、昨年度に引き続き回答者に抽選でプレゼントを準備しています。品物につきましては

は、現在白石温麺を検討しています。

設問内容については、現在各課室と調整中ですが、現時点で昨年度と概ね同様としています。詳細な説明を省かせていただきますが、変更点として1点。問14に「有機JASの表示を知っているか」についての項目を追加しています。これは有機農業推進の中で、有機JASマークの認知度を確認したいというところです。なお、昨年度ご質問をいただきました、食品中の放射性物質に対する不安を感じる理由、これについて確認する項目を設けた方が良いのではないかとのご意見でしたが、こちらにつきましては既存のアンケートの9ページ問19でコメントを記入する仕組みとしていまして、こちらを継続させていただきたいと存じます。その他、ご意見等ございましたら、お申し付けいただきたいと思いますと考えております。実施スケジュールについては重ねて申しませんが、7月中に発送し、8月下旬を締め切りに設定し、その後取りまとめを行い結果については2月の会議で改めて報告させていただく予定です。

以上で説明を終わります。

(西川会長)

ありがとうございます。ただいまの資料7と8ということで説明いただきました。まず7の「県民総参加運動の事業の進捗状況」について、ご意見あればお伺いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか？

(吉田委員)

アンケートの3ページなのですが、些細なことですが、ここだけ質問文が右側にあって、答えが左にあります。普通は質問文を読んで答えるので、質問文が左側に、この形なら左にあった方が読みやすいような気がするのですが、重要度と満足度を読んで質問を読むような感じになっているので、こちらはこういうことを推進していますということで、これの重要度と満足度はどうですか？というふうに聞いた方が読みやすいような気がしたのですが、今までこの形でなさっていらしたのか伺いたいと思います。

(食暮課)

今までこの形でさせていただいていたと私も認識をしておりますが、そのほうがわかりやすいということであれば、表記の仕方を改めて参りたいとそのように考えます。

(西川会長)

その他、どうでしょうか？よろしいですか。それでは報告のイにつきましては終了したいと思います。では続きまして□「食品にかかる放射性物質の検査結果」について説明お願い致します。

(議事(2) □ 事務局説明)

報告□「食品にかかる放射性物質検査結果」についてご説明を致します。

資料9をご覧ください。令和5年4月に実施いたしました、食品にかかる放射性物質検査の結果についてご報告を致します。まず始めに検査の概要ですが、県では国の原子力災害対策本部が定めた検査計画、出荷制限等の品目区域の設定解除の考え方に基づいて、四半期ごとに農畜水産物等の放射性物質検査計画を定め、検査を実施しております。これにより県の関係部局において、出荷前の農産物、林産物、水産物、畜産物や野生鳥獣、出荷後の流通食品などにおいて、それぞれ検査を実施しているところです。

では検査結果についてご報告を致します。

出荷前検査についてですが、農産物、畜産物、水産物、林産物、野生鳥獣肉を合わせて1,677点を検査致しましたが、基準値を超過したものはございませんでした。

出荷後の検査につきましては、一般食品等の流通食品は24点検査を実施いたしましたが同じく基準値を超過したものはございませんでした。

次に資料の下段、住民持ち込み測定結果をご覧ください。住民持ち込み測定は県内の市町村で、自家栽培や自ら採取した食材などを住民が持ち込み、測定をしているものですが、測定点数は28点検査を実施いたしました。こちらも基準値を超過したものはございませんでした。以上4月に関しましては、合計1,729点の検査の結果、基準値の超過はございませんでした。検査結果につきましてはみやぎ原子力情報ステーションで品目別に公表してございます。資料に記載のURLを参考にしてくださいませよう願いを致します。続いて、資料9の裏面をご覧ください。

小さな文字で大変恐縮でございますが、3月8日付で栗原市のタケノコについて、旧栗駒町、旧鶯沢町、旧金成町、旧花山村の定められた区域において出荷制限が一部解除されていますので、お知らせをさせていただきます。以上でございます。

(西川会長)

ありがとうございます。放射性物質検査の結果について報告頂きました。皆さんのほうから何かご質問等ございますでしょうか。どうぞ。

(氏家委員)

今の検査結果の質問ではなく、今の話を聞いてアンケートモニターの方で思ったのですが、戻っていただいて6ページの食品中の放射性物質について気をつけている理由と、気を付けてない理由という項目があるのですが、十年経ってきたので、例えば年数が経って残留していると思えないから安心だとか、年数が経っても残留していると思うので心配だとか、その理由をこれいくつでも付けていいということであれば、そういった経過してどうなのかということ質問に加えてもいいのではないかと今聞いていて思いました。参考にご検討ください。

(食暮課)

ご意見ありがとうございます。検討させていただきたいと思います。よろしくお願い致します。

(西川会長)

そのほか放射性物質検査について何か、ご意見とかご質問があればと思いますが、いかがでしょうか？

(食暮課)

大変失礼しました。説明で誤った説明をしてしまいました。もう一度放射性物質検査の結果、ご覧いただきたいのですが、住民持ち込みのところで基準値を超過した件数2件ございまして、山菜が超過しているということですので、お詫び致しますと共に訂正をさせていただきます。よろしくお願い致します。

(西川会長)

こしあぶらがまだ出ているということでもありますかね。住民の持ち込みの方ですね。  
住民の持ち込みの地域はわからないですか？地域というか。

(原対課)

地域については栗原市と、宮城県ではないですが、岩手県一ノ関で採ってきたものを持ってきて測ったという結果になっています。

(西川会長)

ありがとうございます。そのほかどうでしょうか？ご質問いかがでしょう。  
よろしいでしょうか？それでは報告の口「放射性物質の検査結果」につきましても終了したいと思います。  
以上で報告事項終わりまして、3の「その他」がありますが、事務局が何かございますでしょうか？

(事務局)

今回は特にございません

(西川会長)

わかりました。それではみなさんから何か、ご意見とかご質問とかありますか。そのほかにどうでしょう。  
よろしいでしょうか。

それでは、これで本日の議事を終了したいと思いますので、進行を事務局にお返し致します。よろしくお願いいたします。

(閉会)

西川会長、委員の皆様、活発なご議論どうもありがとうございました。

先ほどの説明ございました通り、令和5年度施策の評価につきまして、大変お手数でございますが、6月15日の木曜日までご提出を頂きますようお願いを申し上げます。なお、次回の会議につきましては、8月3日木曜日の午後に予定してございます。追って開催のご案内を差し上げますので、ご出席賜りますようお願いを申し上げます。

以上をもちまして会議を終了させていただきます。長時間にわたりありがとうございました。